

平成29年第4回西郷村議会定例会

議事日程（5号）

平成29年12月12日（火曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

No.8 13番 佐藤富男君（P159～P164）

・出席議員（15名）

1番 松田隆志君      2番 高橋廣志君      3番 真船正康君  
4番 鈴木勝久君      5番 欠            員      6番 南館かつえ君  
7番 藤田節夫君      8番 金田裕二君      9番 秋山和男君  
10番 矢吹利夫君    11番 上田秀人君    12番 後藤 功君  
13番 佐藤富男君    14番 大石雪雄君    15番 真船正晃君  
16番 白岩征治君

・欠 員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	佐藤正博君	副 村 長	大倉 修君
教 育 長	鈴木且雪君	会計管理者兼 会計室長	黒羽千春君
参事兼 総務課長	山崎 昇君	税 務 課 長	伊藤秀雄君
住民生活課長	鈴木真由美君	放射能対策 課長	木村三義君
福 祉 課 長	真船 貞君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	福田 修君	農 政 課 長	田部井吉行君
参事兼 建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	田中茂勝君
上下水道課長	鈴木茂和君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	緑川 浩君	農業委員会 事務局長	和知正道君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤 田 哲 夫	次 長 兼 議事係長兼 監査委員書記	黒 須 賢 博
専門主査兼 庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（白岩征治君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、会議規則第63条の準用規定により一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁を含め昨日の残時間29分といたします。なお、質問及び答弁は西郷村議会運営確認事項ののっとり、簡潔明瞭に努めるようよろしくお願いをいたします。

それでは、13番佐藤富男君の一般質問を許します。13番佐藤富男君。

◇13番 佐藤富雄君

1. 熊倉保育園建設事業について
2. 鈴木且雪教育長の議決権への介入はあったのか

○13番（佐藤富男君） 議長、私の一般質問ですが、村長答弁から始まっていただければと思いますがよろしくお願ひします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 昨日、この自治法の適法いかんという話でこの根拠を示していただきたいというお話がありました。そして、今日に延びてということで、議長から答弁をするようにということでございます。

昨日、いろいろ打ち合わせをしまして、この社会福祉協議会のほうに今のものについてどうなっているのかということをお教えをいただこうというか、お願ひしたところでございます。いろいろ調べるといふふうになりますと、やはり法人の問題、あるいはこの自治法との関係、あるいは一般入札制度の問題、事はいろいろ複雑になってきますので、ここで昨日のことはこうでございましたというわけにはなかなかいかないわけでございます。引き続きこれについては調べてお答えできるようにしたいと思ひますが、今日またということ言われましても、なかなか答弁できないという条件でございまして、引き続き調査をして、そして、どうであったかということがわかった段階で、議員にはお知らせしたいというかお答えしたいというふうに思っております。

事はこの待機児童解消という問題で始まったことでありまして、お互いに信頼をする団体がいい仕事をしていこうという中における一つの話でございますので、疑念は払拭するという意味でいろいろ手を尽くしたいと思ひます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 実は私、昨夜7時から9時近くまで国交省のかなりの方とお話しさせていただきました。結論をここで私は述べることは、国交省職員の方も断言するというわけにはいかない立場ですから、私もここで断言はいたしません。ただ、言えることはやっぱり客観的に見て、やっぱり議会も村民もそして皆さん誰もが納得できる形の中で、やはりそういう人材も人事も含めて納得できる形の中で、入札というものは透明性を持って行っていくべきだろうというふうには私自身は結論をさせてい

いただきました。

今回の熊倉保育園の入札問題につきましては、いわゆる福島県は実施していますが、県内の市町村ではほとんどこの総合評価方式は採用していない。なぜか。これは非常に難しい問題だし、それぞれの問題点、また、その地元の兼ね合いとか、さまざまな問題あるんでしょう。10年以上、この評価制度ができてからほとんどの市町村でやっていない。それを今回、社会福祉協議会といういわゆる村のいわゆるこういう入札制度に全く慣れていない方がこの方式をとってしまった。

そのまた、総合評価方式にもさまざまな分類があって、例えば簡易型とか、市区町村向けの簡易型とか、あと特別簡易型がある。標準型、それから施工能力型、技能能力型のある。こういったことで、本来であれば簡易型、特別簡易型の市区町村のやつでやればまだしも少しは違ったんでしょうけれども、今回は、より難しいいわゆる施工能力、そしてまた技術能力、これまでも問うような総合評価方式であったと。いわゆるこれをうまく車の運転を免許証が取ったばかりの方が、本当に左利きの運転の外車に乗るようなもので、本当にうまく運転できなかったのかなというふうに私は思っております。

そういう中で、担当者の社会福祉協議会の担当者の方も、本当に私ご苦労されたと思いますし、また、その審査員の方々も恐らく慣れない中で、こんな難しい審査採点を強いられたわけですから、非常に苦労されたなというふうに思っております。

私は、この総合評価式であったことというのは、今回、私は決して最善ではなかったなと。結果的に、また、そしてこの方式をとったために、最低価格、地元の方の金額よりも落札者が1億3,850万円も高い金額で落札した。そして、落札率も95%という高い落札率であって、地方自治法という地方自治法の第2条の14項でいう、最少の経費で最大の効果を挙げるといふ部分のことについては果たしてどうなんだろうと。もしも、本当に最少の経費であるならば、1億3,850万円安い地元の方に発注されたほうが、村民の負担も少なかったのではないかなと私は思います。

そしてまた、設計も監理も全て一流の方がやるわけですから、その値段でやったとしてもそれなりに立派なものが私はできると思いますから、何も問題なかったんじゃないのかなというふうに感じております。この方式をとったために、1億3,850万円もの高い落札で熊倉保育園が建設されるようになってしまったという結果。これは私は今回は非常に教訓としてこれはやはり記して、今後のことに生かしていくべきではないのかなというふうに思います。

それと、今回この総合評価方式をとったことによって、地元の方々には本当にわけのわからないというか、全く今まで聞いたこともない、やったこともないような入札を強いられたわけでございまして、非常に私は苦労されたと思います。ですから、このような制度をするのであれば、事前に少なくとも半年や1年前から村はこういった方式の説明会をやり、また、その技術提案書の書き方、そしてまた、最低制限価格の設定の仕方、これも例えば2割切ったら制限価格以下で失格ですから、今回の総合評価方式というのはそういう非常に確率でなっているわけですから、その辺のことに十分

にお伝えをして、地元業者には説明をしておく必要があったんじゃないのかなと思います。それが私は親切ではなかったのかなと思いますね。

ですから、その辺のことについても、やはりこれから村は地元の業者育成保護のためには東京の業者に負けないような、大手に負けないような、そういう育成の指導もしていくべきではないのかなと思います。そしてまた、今回熊倉保育園をともに戦った地元業者おりますが、今回落札された、はっきり申し上げますが一条工務店、この会社は無借金の会社です。そして、年商2,800億円以上やっている。また、地元の業者は年間はっきりわかりませんが、2億か3億か、決して10億までは行っていないと思うんですが、その程度の年商であると。ですから、本当に誰か言いましたけれども、象にア리가くつつく程度の要するに戦いになっちゃっているんですね。勝てるわけじゃないんです、地元業者は。ですから、このような中から評価方式をするのであれば、きちんと対等に地元業者もそういった大手と戦えるだけのやはり指導、それからそういった資料を提供するとか、村がそのマニュアルを何十万もするらしいんですが買ってあげて、それを村内の業者にいわゆる配布してあげるといようなことまでもね、私は地元育成という考えれば必要だと思います。

それと、総合評価方式の工事なんですが、皆さんどの程度考えているかわかりませんが、建物とかそれからいわゆる橋とか工事とかばかりではなくて、結局、これから国が進めているのは、例えば、道路の舗装、補修工事も総合評価方式でやれと言っているんですよ。それから、道路の改良工事、1億円、1,000万未満ですよ、900万ぐらいなものでも総合評価方式でやれと言っている。それから、橋梁の補修工事、これも840万ぐらいであっても低価格でもやれと言っている。それから護岸工事。それから、下水道工事、管工水道工事。それから、恐らくこれからあるでしょう。キョロロン村の指定管理もこれはもう質がよければいいんですから、品確法ですから、やはりこれも値段とそれから会社の実績とか、いわゆる技術提案、要するにキョロロン村、そしてまた温泉館はこのような形で営業をして黒字にしますという技術提案書を持ってこいと。そういうふうなことがいわゆる本当の総合評価方式のことですから、ここまで私は波及してくるし、国も求めていると思うんですね。

しかし、この方式を西郷村が全面的に取り入れたら、この間ね、一般質問でありました、いわゆる大手のヨークベニマルとかジャスコさんとかに、大店舗ができちゃったために、地域の店舗は全部壊滅的に潰れているんですね。そういう症状が起きてくるし、農地もそうです今。本当に今、1町歩、2町歩の農家の方々は、全部もう農地を貸して大きな集約化されている。段々そういうふうになってくる。すると、村の仕事も公共工事も小さなものは別としても、ある程度1,000万以上の工事はいわゆる総合評価方式でやったらほとんど県内、県外の方々のいわゆるそういったたけた方々に持っていかれてしまう。本当に私は地元の業者にとっては死活問題であるし、また、その総合評価方式そのものが値段を安くさせないんですね。いわゆるせいぜい1割から1割5分ぐらいの最低限度価格にして発注しろと。そうして、下請業者を泣かすなという部分の話もあるんですね。

だから、そのように非常にこの評価方式はいろんな問題点を含んでいるんです。だから、私はこの問題について村の財政上でできれば最少の経費で最大の効果を挙げるといふ部分での考え方、それと地元の業者を育成する保護していくんだ、そういう考え方からすると、私は決してこの総合評価方式というのは地域にとってプラスになるいいものではないなというふうに思っております。

そしてまた、今回の総合評価式は情報公開と透明性を問われております。しかしながら、今回の熊倉保育園についてのいわゆる情報公開というのはなされたんでしょうか。議会の議員の方々が果たしてどこまで知っているんでしょうか。この問題について。やはり、4億8,000万、約総体で5億円を超える保育園、川谷保育園が1億5,000万でできた。それをなぜ熊倉保育園は5億円を超えたものなのか。そのことについてきちんと村は説明しなきゃならないし、そしてまた、1億3,850万も本当に高くなってしまった。その1億3,850万に見合うだけの今回の総合評価方式のメリットがどこにあったのか。こういったことも本当は説明しなきゃならないと私は思います。

そして、学識経験者の問題でございますけれども、学識経験者をなぜ置くかということになると、これは社会福祉協議会がこの総合評価方式で入札をするという段階でも、社会福祉協議会の中には学識経験者の方を設置してそこで入札基準というやつを意見を聞いてつくるんですねこれ。社協の中で。それをやっていなかったと私は思います。恐らく村の真船課長も知らない中で勉強しながらと思います。頑張ったと思いますよ。そして、中山氏と相談をしてやったと思う。でも、本来であればそういう設計士さんなり大学教授なりの方が来ていただいて、そこできちんとした入札基準、落札基準をつくって、そして地元にあったものを、また、なおさらできれば地元がとれるようなハンデを地元業者にはくれると。例えば、地元だということでの加算点の中にね、最初から2点、3点というものを加えてあげるとか、こういう配慮も私はできたんじゃないかなと思うんですね。そういう部分も含めて、やはり私は少し社協の中ではやはりまだ、勉強不足の中で車を運転してきたんじゃないのかなというふうなことで思います。

そしてまた、今回の問題については、村長言われましたけれども、非常ないろんな部分の問題、地方自治法も含め社会福祉協議会法も含め、さまざまな問題が多分にあると思うし、今回の学識経験者の設置についても地方自治法施行令167条の10の2ですか、プラス施行規則の14条にこういったもののかみ砕いた検討もしなきゃならない。こういったことを考えると、私も今日ここで白黒つける気はありませんし、どうか村民の方々にやはり納得していただけるような、そういったいわゆる入札であったということを証明できるような検討をして、また、村長も議会に対してやはりきちんと5億以上の事業でありますから、やはり納得できるような説明責任を私は果たしていただきたいなということをお願いしたいと思います。村長いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お説ごもっともそのとおりだと思います。よく調べて、このうま

くいくようにしていきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） それでは、このね熊倉保育園の問題については終わりたいと思いますが、実は、私この質問するときに、最初にまた私が悪者になりますねという質問しましたね。早速私のブログにそういう村長支援者なんだかどうかわかりませんが、早速書き込みがありまして、私もしっかりと書いておきましたから、私もやはり、これ物事ってただの自分、村民一人一人の思い付きとか、思い込みとか、自分の学識とか、その中で物事判断しちゃまずいと思うんですね。全てやはり法律的に、我々は地方自治法で動いているんですから、地方自治法とか会議規則とか、それからいわゆる財政法とか財務規則とかさまざま部分をやはり基準にしてやるわけなんで、そういった根拠のない話については、私は特にかかわっていく気はありませんが、とにかくそういうことでまた私の悪い風評立つと思います、私は決してそんな反対していることではないので、ご理解賜りたいと思います。村長。ありがとうございます。

では、次の質問に入りたいと思います。

教育長の発言についてでございますが、時間もね10分ぐらいしかないということで、端的にちょっとお伺いいたしますが、一般質問通告してから教育長のほうにはその通告の内容も十分お手元に行ってわかっていると思いますので、また、議場外での発言、あったとしても発言であり、また、事実と反するのであれば無理に答弁は私は必要としません。もし、議場や委員会以外であっても勤務時間内とか、または職務上参加出席者までの発言であれば、それなりの教育長の良心に従ってご答弁願えればと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 13番佐藤富男議員のご質問にお答えいたします。

今、そのようなことで言っていたんですが、私もこういうこの立場をいただいてから2年経過しております。この間、議会におきまして議員の皆様から教育行政に関することや、教育課題に関することについて一般質問いただいてまいりました。それにつきましては、こういう立場ですので、一般質問とそれに対する答弁がかみ合わないというような失礼があってはならないと思ひまして、私なりに村議会の会議規則とか、議員必携などで一般質問についてのことを確認したり、そういうこともしてまいりましたし、いただいた質問の中で本当に提言としてこれはいいと思うものに関しましては、予算の問題等もありますけれどもできる限り誠意を持って対応してきたつもりでございます。

今回いただいたご質問につきましては、私個人の発言に関することではありますが、議会についてのこのおただしのような中身について、一村民という方にこういうことを発言したということについてはありません。

また、議決権の介入というようなご指摘をいただいておりますが、一村民という方との会話において、議決権の介入ということがどういうふうな関係になってくるか

よっと私にはわからないところではありますが、もしそうであれば、やはり議決権にかかわるようなお立場の方がそういう発言をなさったのかと思いますが、どちらにいたしましても私もこういう立場をいただいておりますので、いろんな発言につきましては誤解のないよう、招かないよう、今後も謙虚な気持ちでこの職務に当たってまいりたいと思いますので、今後ともご指導ご鞭撻のほうよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） そういった発言がなくて、私もよかったと思っております。特に教育長というのは、いわゆる政治的な中立性、そしてまた、継続性安定性を確保しつつ地方教育行政におけるその責任担って、結局やっておられる立場でございますので、そういった政治的な発言がね、やはりどのような場であれあったとすると決してこれはいろんな意味でよくないと思ひますので、これからもくれぐれも、私も気をつけますが、くれぐれも気をつけていただければと思ひます。

それとあと、教育長の一つお話しさせていただきたいと思ひんですが、いわゆる教育長の今日はこうして議会の議場に出席されてご答弁を願っておりますが、これは地方自治法の121条のいわゆる出席要求ということで、議長から出席を求められて参加されております。議場というのは、村長とか教育長も含め課長さんも含めて全部議長の出席要求によって来られているということで、議場は議会のものなんですね。この議会というのは。

そうすると、その議会の運営については、その議会の合議体でありますから、議会の合議体によってやっぱり議会はこのような方向でいくんだということを決定する訳ですね。ですから、そういった部分でのやはり議会の合議については、ぜひ尊重をしてやっていただければなというふうにもお話しさせていただきたいと思ひます。

これは、何がこうじゃなくて、私としては一言ね、そういった部分での議会に対しては、そのようなことでの配慮をしていただきたいということをお願いしたいと思ひます。ご理解できないでしょう、ちょっと。わからないですか意味は。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） これまでも十分尊重して取り組んできたつもりでございますが、今、ご指摘いただきましたことにつきましても、今後ともよく対応してまいりたいと思ひます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） はっきり申し上げませんが、私ら議員も議長の采配、議事整理権に従って議長の指揮系統によって動く。そしてまた、行動するわけでございますので、発言するわけでございますので、これからは教育長においてもそういったことを十分ご認識いただければということをお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（白岩征治君） 以上で本日の日程を終わります。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（午前10時24分）

